

## ○大田市手数料条例

平成17年10月1日

条例第58号

## 別表第5(第2条関係)

## 屋外広告物関係

区分	規格	単位	手数料の額
はり紙		1件につき100枚までごとに	400円
はり札		1件につき10枚までごとに	400円
旗及びのぼり		1本	350円
広告幕		1張	600円
広告板類及び広告塔	1m <sup>2</sup> 未満	1個	300円
	1m <sup>2</sup> 以上3m <sup>2</sup> 未満	1個	750円
	3m <sup>2</sup> 以上10m <sup>2</sup> 未満	1個	1,600円
	10m <sup>2</sup> 以上100m <sup>2</sup> 未満	1個	1,600円に10m <sup>2</sup> を超える10m <sup>2</sup> までごとに1,050円を加算した額
	100m <sup>2</sup> 以上	1個	11,890円
電柱、街灯柱等の広告	巻付け	1枚	300円
	突出し	1個	300円
照明広告	3m <sup>2</sup> 未満	1個	1,600円
	3m <sup>2</sup> 以上10m <sup>2</sup> 未満	1個	2,710円
	10m <sup>2</sup> 以上100m <sup>2</sup> 未満	1個	2,710円に10m <sup>2</sup> を超える10m <sup>2</sup> までごとに1,600円を加算した額
	100m <sup>2</sup> 以上	1個	18,410円
気球広告		1個	1,350円